

が無くなったことの確認、七十二時間の入院勧告及び入院措置の事後の意見聴取並びに十日以内の期間の入院延長の勧告及びそれ以上の入院期間の延長に関する必要な審議をするため、各保健所に感染症診査協議会を置く。

- ② 二以上の保健所を設置する都道府県において、特に必要があると認めるときは、二以上の保健所について一の協議会を置くことができる。
- ③ 感染症診査協議会は、委員五人以上で組織する。
- ④ 委員は、感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者及び法律に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。ただし、その過半数は、医師のうちから任命しなければならない。
- ⑤ この法律に規定するもののほか、協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

9 苦情の申出

入院勧告又は入院措置により入院している感染症の患者は、自己に対する都道府県知事の措置その他自己が受けた処遇について、都道府県知事（又は条例で定める機関）に対し苦情の申出をすることができる。

10 審査請求の特例

11 準用

3から7まで、9及び10の規定は、二類感染症の患者について準用する。都道府県知事による二類感染症患者の移送については、「移送しなければならない」を「移送できる」に読み替える。

第五 消毒その他の措置

- 1 感染症の病原体に汚染された場所の消毒
- 2 ねずみ族、昆虫等の駆除
- 3 物件に係る措置
- 4 死体の移動制限等
- 5 生活の用に供される水の使用制限等
- 6 建物に係る措置
- 7 交通の制限又は遮断
- 8 必要な最小限度の措置
- 9 質問及び調査
- 10 書面による通知

第六 医療

1 入院患者の医療

- ① 都道府県は、入院勧告又は入院措置を受けた入院患者から申請があったときは、患

者が感染症指定医療機関において受ける次に掲げる医療に要する費用を負担する。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療
- 四 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

- ② 都道府県は、入院患者が医療費を負担することができると認められるときは、その限度において負担をすることを要しない。
- ③ ①の申請は、当該患者の居住地を管轄する保健所長を経由して都道府県知事に対してしなければならない。

- 2 感染症指定医療機関
- 3 他の法律による医療に関する給付との調整
- 4 診療報酬の請求、審査及び支払
- 5 診療報酬の基準
- 6 緊急時等の医療に係る特例
- 7 報告の請求及び検査

第七 新感染症

- 1 新感染症に係る健康診断
- 2 新感染症の所見がある者の入院
- 3 新感染症の所見がある者の移送
- 4 新感染症の所見がある者の退院
- 5 新感染症の所見がある者の入院に係る書面による通知
- 6 新感染症に係る消毒その他の措置
- 7 厚生労働大臣の技術的指導及び助言
- 8 厚生労働大臣の指示
- 9 新感染症に係る経過の報告
- 10 新感染症の政令による指定

第八 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置

- 1 輸入禁止
- 2 輸入検査
- 3 検査に基づく措置
- 4 輸入届出